○国土交通省令第三号

日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第四十八条の規定に基づき、日本下水道事業団法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十三日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

日本下水道事業団法施行規則の一部を改正する省令

日本下水道事業団法施行規則（昭和四十七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第四条　削除	（経理区分） **第四条**　事業団は、次に掲げるところにより経理を区分して整理しなければならない。 一　法第二十六条第一項第一号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務並びに同項第十号に掲げる業務に係る経理 二　その他の経理 2　事業団は、前項の規定により区分して経理する場合において、事業団の運営に必要な経費については、同項第一号の経理に係る勘定から同項第二号の経理に係る勘定に繰り入れて経理することができる。
（勘定区分） **第五条**　（略） 2　（略） 3　負債勘定は、流動負債、固定負債及び特別法上の引当金等に区分し、特別法上の引当金等は、工事補償引当金、災害時維持修繕準備金及び施設整備拡充準備金の勘定科目を設けて計算する。 4・5　（略） （収入支出予算） **第九条**　（略） 2　前項の収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。	（勘定区分） **第五条**　（略） 2　（略） 3　負債勘定は、流動負債、固定負債及び特別法上の引当金等に区分し、特別法上の引当金等は施設整備拡充準備金及び工事補償引当金の勘定科目を設けて計算する。 4・5　（略） （収入支出予算） **第九条**　（略） 2　前項の収入支出予算は、第四条第一項の規定により区分した経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。